

会議規則の一部改正の概要

1 改正理由

地方議会に係る手続のオンライン化等を内容とする地方自治法の一部を改正する法律が令和5年4月に成立（令和5年法律第19号、令和6年4月1日施行）したことを受け、所要の改正を行うとともに、その他必要事項の改正を行うもの。

2 主な改正内容

(1) オンライン化等に係る改正

- ア 第14条第1項（議案の提出）の改正は、議員提出議案のオンライン提出に対応するため。
- イ 第17条（修正の動議）の改正は、修正の動議のオンライン提出に対応するため。
- ウ 第31条（開票及び投票の効力）への第4項の新設は、地方自治法の改正によりオンラインによる通知が可能となったが、その詳細については、別に定める必要があることから追加するもの。
- エ 第76条（会議録の配付と公開）及び第78条（会議録署名議員）の改正は、第99条の3（電磁的記録による作成等）を追加することによる。
- オ 第84条（資格決定の通知）の改正は、既に地方自治法に決定書の交付の規定があることから「決定書の交付」に関する規定を削除する。また、地方自治法の改正によりオンラインによる通知が可能となったが、その詳細については、別に定める必要があるため。
- カ 第91条第1項（懲罰動議の提出）の改正は、懲罰動議のオンライン提出に対応するため。
- キ 第99条の2及び第99条の3の新設は、会議規則に定める各手続（通知、作成、保存）について包括的にオンライン化（通知のオンライン化、作成・保存のデジタル化）に対応するため。

(2) その他の改正

- ア 第7条の2（会議の種類等）への第3項の新設は、審議期間の変更について柔軟に対応するため。
- イ 第9条（会議時間）への第3項の新設は、会議時間の変更について柔軟に対応するため。

(3) 字句の整理による改正

第9条第2項、第20条見出し、第24条見出し、第37条第1項及び第2項、
第38条、第44条第2項、第45条第2項、第72条、第9節節名、第75条第1項、
第91条第2項、第92条

3 施行日

公布の日からとする。